

～消費者安全調査委員会からの一葉～

(第2号(令和5年臨時号))

消費者安全調査委員会では、身の回りでおこる生命や身体を脅かす事故について、原因を科学的に究明し、同様の事故が繰り返されないためにはどうすれば良いのか、日々議論しています。最近調査を終了した2件についてわかりやすく解説します。

学校の施設又は設備による事故等

【どのような事故が起きているのですか？】

学校の施設や設備は安全点検をしなければならないことになっていますが、

転落による死亡事故、窓やドアの**ガラスで怪我をする事故**などが起きています！



【なぜ事故が繰り返し起きているのでしょうか？】

- ① 点検をしても**死亡の危険のある箇所を点検していない**学校があることがわかりました。
- ② 学校へのアンケートでは**安全に関する知識や時間が課題**という回答が半数を超えました。

【事故の再発防止のために消費者安全調査委員会はなにをしたのですか？】

文部科学大臣に、安全点検の手法の改善と教職員の支援をするよう意見しました。

意見の結果、事故のリスクが下がったかフォローアップを行います。

【調査を担当した専門委員のコメント】

「(事故防止の参考になるとのことですが) **労働安全分野では事故が減っていますか？**」

「**なぜ教職員への支援が必要なのか**」

という質問に関連し、調査を担当した専門委員のコメントを紹介します。

さらに詳しく知りたい方はこちら



「学校の施設又は設備による事故等」報告書概要版

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_019/assets/csic_cms101_230301_01.pdf

＜委員コラム＞

「産業現場の災害の教訓を一般社会に生かす」

（消費者安全調査委員会 専門委員 高木元也）



産業現場の労働災害による死亡者数は、昭和 36 年の 6,712 人をピークに、令和 3 年は 867 人と 60 年余りに 9 割近くも減少しました。これは関係者のたゆまぬ努力の賜物です。しかし未だ多くの尊い命が奪われており、更なる努力が求められています。

今の災害は「高所からの墜落」など、過去に同種の災害が発生しているものばかりです。このため、過去の災害を教訓とし重点的に対策を講じる必要がありますが、それを知らない事業者が災害を発生させ、「運が悪かった」など他人事のような声が多いのが現状の課題です。

この産業現場の教訓を一般社会に生かすことも求められます。例えば、一般家庭に普及する脚立は、産業現場で墜落による死亡災害が多発しています。典型的な死亡災害は、またいで脚立に乗り作業している時、バランスを崩し仰向けに倒れ後頭部が床に激突するものです。なぜ受け身の体勢をとれないのでしょうか。それは、両手に物を持つ時に仰向けに倒れると、物を落とすまいと瞬間的に両手に意識が集中するあまり、仰向けのまま後頭部から墜落することがあるのです。高さ 1m 程からの墜落でも後頭部にはあまりに大きな衝撃が加わります。

このため、脚立はまたいで乗らず片側に乗るなど、脚立を正しく使うことが求められます。脚立の取扱説明書にはそれが示されていますが、このことを知り正しく使っている人がどのくらいいるのでしょうか。産業現場の教訓を広く一般社会に周知し事故防止を推進する必要があります。

＜委員コラム＞

「だれが子供を守るのか」

（消費者安全調査委員会 専門委員 内田 良）



「学校の施設又は設備による事故等」の調査について専門委員として担当しました。報告書は、安全点検の担い手の支援を求める内容となっています。

私は学校教育の専門家として、とくに学校管理下の各種リスクを調査研究してきました。具体的には、窓からの転落事故、柔道の事故、運動中の熱中症などの実態解明に取り組んできました。じつはつい数年前まで、それらの事故の対策には「教員に研修を」「教員が点検を」といった方針が示されてきました。私もそうした方針を支持してきた一人です。

ところが今日明らかになってきたのは、じつは子供の安全を守ってくれるはずの教員自身が忙しすぎて、安全管理の労力が避けないというのです。もはや現場の業務は飽和状態にあり、仮に研修や点検の必要性を指示したところでその実効性は低く、ともすれば教員が過労で倒れてしまうことにもなります。

今回の報告書は、教員の長時間労働という新たな課題に真正面から向き合い、どうすれば現実的に子供の安全が達成されうるかを検討しています。学校内の子どもの安全確保を、学校外の専門家にもゆだねていく。子供の安全を守るのは、私たち自身なのかもしれません。

エステサロン等での HIFU (ハイフ) による事故

【どのような事故が起きているのですか？】

HIFU 施術を受けた後に、**顔に長期間の麻痺**や**視力障害**が発生するといった重大なものが報告されています。

3 か月前施術を受け、顔面の一部に麻痺症状が残った。家で鏡を見たら、右の上唇、口角がだらりと伸び切った感じで麻痺していた。その後、麻痺が治らず。

目の上側と下側にもプローブを当てた。施術終了から3～4時間後に左目に霧（もや）がかかったような違和感があり、翌日明らかに目の中心部がかすんで白くぼやけた。大学病院で受診し、何度か検査した後に手術。

きれいになるどころか逆効果になりかねません



【なぜ事故が繰り返し起きているのでしょうか？】

エステサロン等の施術現場での照射実験を通じた解析調査などを行った結果、**HIFU 施術は機器の出力や照射方法を適切に調整しなければならない難しい施術**であることが明らかになるとともに、以下のような問題があることが判明しました。

- ① 施術についての明確な法規制がなく、**エステサロン等で解剖学の知識を持たない者が、施術の困難さを認識しないまま施術を行っている**ことがわかりました。
- ② エステサロン等で使われる **HIFU 機器**は美容クリニックと同様の**照射出力が高い**ものであること、それにも関わらず、**医師以外も入手が可能な状態**にあることがわかりました。また、**機器の信頼性も低い**こともわかりました。
- ③ **エステティック業界全体に周知や注意喚起が行きわたっていない**ことがわかりました。（エステティック業界の主要団体では HIFU 施術は既に禁止されています）
- ④ アンケートでは**利用者の約 6 割が施術の危険性を認識していない**ことがわかりました。

【事故の再発防止のために消費者安全調査委員会は何をしたのですか？】

厚生労働大臣に

- ① **医行為として施術者を限定**すること、
- ② 施術者への事故事例等の共有などにより、**施術者のクオリティを確保**すること、
- ③ 機器の流通の監視を強化し、**機器を医師以外が容易に入手できないようにする**ことを意見しました。

また、経済産業大臣に団体加盟していないエステサロンを含めて**業界全体に周知・注意喚起**できるようにすること、消費者庁長官に**消費者にも HIFU 施術のリスク等について広く知ってもらえるようにすること**、を意見しました。

さらに詳しく知りたい方はこちら



「エステサロン等での HIFU (ハイフ) による事故」報告書 概要版



https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/assets/csic_cms101_230329_01.pdf

＜委員コラム＞

「HIFU 事故調査を振り返って」

（消費者安全調査委員会 臨時委員 関東裕美）



世界的な COVID-19 流行に対し自粛生活を強いられた私達の生活は、少しずつ自由を取り戻しつつあります。感染対策として定着したうがい、頻回の手洗いと消毒、マスク着用ですから、各自の生活に臨機応変に取り入れて健康的な生活を維持して欲しいものです。

私は 2013 年から大学病院での医療教育業務に加えて公益財団法人エステティック研究財団理事長を拝命し、以来大学は退官を迎えた現在もなお、財団で安心・安全なエステティック施術啓発活動を継続しております。高齢者人口比率が高くなり抗老化対策が社会的にも推進され、美容医療やエステティックに関心が寄せられています。豊かで自由な生活が保障されてはいますがストレス社会に属する現代人に、癒しの時間を提供する行為としてエステティック施術は行われるべきなのです。ところが老若男女広範囲の年齢で消費者は見栄えの良さ、変わらない美しさを求めて美容施術に期待してしまうものです。残念ながら人の老化変性を止めることは至難の業ですから、消費者の期待度に応じて安全施術を逸脱してしまうと新たな健康障害を来します。人の解剖生理構造の知識がある医療者でさえ、美容機器による健康障害は問題になることがあるのです。2015 年に消費者庁事故調査委員会では取り上げられたヘアダイによる皮膚障害について専門委員として意見を述べた機会があり、以後本委員会との関わりを持つようになりました。

医療で利用され始めた高密度焦点式超音波（High Intensity Focused Ultrasound＝HIFU）が一部のエステサロンで利用され深刻な健康被害が相次いで報告され、2021 年 7 月から事故調査が開始されました。美容事故報告の増加はコロナ禍で積極的美容医療が行われた状況も関与したのかもしれませんが、HIFU 機器検証を含めた十分な調査の元に、本年 3 月末に HIFU による事故等原因調査が取りまとめられて報告されたのです。エステティック研究財団加盟サロンでは安全施術を第一にエステティシャン教育に積極的です。加盟の優良サロンでは HIFU 機器の扱いはないことや今後もその予定はないことを確認し、今回の消費者庁報告をより多くの利用者達に知ってもらう努力をして安全施術啓発活動を推進していくことを新たな課題と致しました。積極的なエステティック施術、美容整形術や機能性化粧品の利用、美容医療を取り入れて生活の質改善に取り組むのは社会の活性化につながるかもしれません。但し各自が自身の体質、皮膚質、健康度を把握して無理なく美容医療を取り入れていく必要があります。思わぬ事故につながることはないように、十人十色で皆が違って皆が良いことを受け入れる社会であって欲しいと願っております。